

議案第49号

狭山市介護保険条例の一部を改正する条例

狭山市介護保険条例（平成12年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度及び令和2年度」に、「2万6,120円」を「2万1,767円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。

この場合において、前項中「2万1,767円」とあるのは、「3万3,375円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。

この場合において、第2項中「2万1,767円」とあるのは、「4万2,082円」と読み替えるものとする。

第11条第2項中「前7日」を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第4条第2項から第4項までの規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和元年6月10日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

介護保険法施行令の改正に伴い、第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る規定を改めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。